

計画名：滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）

環境審議会委員（令和5年9月19日）からの御意見等に対する対応

整理番号	該当箇所 (ページ)	委員からの御意見等	対 応
1	計画策定の目的および背景 (1)	環境基本法には「野生生物の価値」について述べられていない。また「認められ」の表現は「明記され」あるいは「明示され」のほうが適切ではないか。	下記のとおり修正します。 <u>「生物多様性の価値は持続可能な開発目標（SDGs）や生物多様性国家戦略においても明示され」</u>
2	被害状況 (6)	被害として農作物被害は金額上減少しているが、地域からの声として家庭菜園への食害や、生活環境被害が深刻であると聞いている。生活環境被害に関する内容をしっかり記載いただきたい。	生活環境被害を把握できていないことが課題の一つであるとも考えているため、次期計画期間中には集落へのアンケートを実施するなど把握に努め、今後の計画に活かしていきたいと考えています。
3	施策の内容に関する事項 (22)	ユニット会議の目的が群れの管理の方向性を「決める」、「検討する」等となっており、統一がされていない。	ユニット会議の目的については、「管理方針を策定する」の表現に統一します。
4	個体群管理 (25)	群れの捕獲を進めることで、地域個体群の遺伝的多様性が減少すると考えられるが、保全の側面からどのような対策を考えているか。 また県内には2系統の個体群があるということであるが、こちら保全の観点についてはどのように考えているか。	ユニット管理を進めるに当たっては、個々の遺伝的な状況を特別に配慮はしないものの、群れの連続性も考慮し保全すべき群れも含め管理をしていくことで、県内の個体群の保全を図っていきます。

整理 番号	該当箇所 (ページ)	委員からの御意見等	対 応
5	被害防除対策 (29)	被害防除対策の誘因物の除去が掲げられているが、山のカキの木の減少したために、人里へサルが出てきている要因になっていると考えているため、この対策には疑問を感じている。	ご意見のとおり、森林、人里の環境や関係性が過去から大きく変わってきているため、それぞれの地域に応じた対策が必要であると感じています。ご意見については参考にさせていただきます。
6	ハナレザルに 対する対策 (31)	市街地でのハナレザルの対応に関し、銃器による捕獲には制限があるなど難しい面があるが、早急な対応が可能となるような方策を検討いただきたい。	ハナレザルに関しては、一般的には被害は一過性であるため、積極的な捕獲は行う必要性はないと言われているものの、人身被害の恐れがある場合や被害が長期間に及ぶ場合については、市町や警察などの関係機関と連携のうえ、捕獲を含め対応していきたいと考えています。
7	全般	低減・軽減が混在しており、使い分けが必要である。	数値を伴う加害レベルに関しては「低減」とし、その他の被害については「軽減」として整理します。